

## 〔2〕成績考査規程

制 定 昭和 25.4.15

最終改定 令和 4.4.1

第 1 条 この規程は、学則第 9 条にもとづき、試験の実施及び成績考査について定める。

第 2 条 成績考査は次のように行う。

- (1) 成績考査は、学則第 8 条別表 1 にある学科目毎に個別的に行い全学科目を通じての総合考査は行わない。
- (2) 成績考査は、試験成績と平素の学習・実習状況（小テスト、レポート、取組姿勢等）とを総合して行う。

第 3 条 試験は、定期試験及び特別試験とする。

- (1) 定期試験は各学年各期の期末毎に、所定時間内に実施する。ただし、必要に応じて期末所定時間外において適宜実施することがある。
- (2) 特別試験は、追試験と再試験に分ける。
  - 1) 追試験は、やむを得ぬ事由で、定期試験を受けることができなかつたものに対して行う。
  - 2) 再試験は、定期試験並びに、追試験の結果、さらに必要と認めた場合に行う。
- (3) 試験中に不正行為があつたときは無効とする。

第 4 条 成績評価は、最高級を S とし、A・B・C・D の 5 階級に分ける。

- (1) 成績評語・参考評点は、次の基準によるものとする。

評語	イ	S	A	B	C	D
	ロ	秀	優	良	可	不可
参考評点		100～90	89～80	79～70	69～60	59 点以下

- (2) 前期、または後期に完結する全科目は、その評価を学年成績とし、通年で実施する全科目は、各期（前期、後期）の評価を総合して、学年成績とする。
- (3) 学年成績で D（不可）、または参考評点 59 点以下の科目は不合格とする。
- (4) 入学前の教育課程が他の学生と大きく異なる留学生等の参考評点は、第 4 条（1）項の規定を原則とするが、これを緩和することがある。
- (5) プロジェクト学習並びに実験・実習の成績考査については次のように定める。
  - 1) プロジェクト学習の成績考査は、研究調査報告、及び平素の学習状況を総合して行う。
  - 2) 実験・実習の成績考査は、平素の実習状況（態度・技能）及び試験成績を総合して行う。

第 5 条 成績評語・参考評点については、合否のみの成績評価・通知を除き、次の各号に掲

げるところに従い所定の GP 評点を与える。

評 語	S (秀)	A (優)	B (良)	C (可)	D (不可)
参考評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59 点以下
GP 評点	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

2 それぞれの各評語、または参考評点に該当する履修科目数に、前号で規定する GP 評点を乗じ、その総和を総履修科目数で除したものを、GPA 評価とする。

3 次の授業科目（あるいは科目区分）については、学期、または学年 GPA 評価の対象科目から除くものとする。

- (1) 入学前に他の大学（短期大学、高等専門学校等を含む）において履修した授業科目、または外国の大学（短期大学を含む）において学修した成果にあって、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であり、卒業要件に算入できる授業科目
- (2) 学期、学年 GPA の対象科目から除くことを、本学、並びに各科が指定した科目
- (3) 自由選択科目において学生からの申請により、GPA の対象に参入しないこととした科目

第 6 条 欠席理由が次のとおりで、公欠願を提出し承認を得た場合は公欠とし、出席した者として取り扱う。

- (1) 忌引き
- (2) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等による場合は、療養に必要な期間
- (3) 就職に必要な資格試験を受験する場合
- (4) 卒業後に海外研修を受けるため事前の研修会等に参加する場合
- (5) 就職試験を受ける場合
- (6) 事故及び交通機関の障害により、登校が困難な場合
- (7) その他学園長が特に必要と認めた場合

第 7 条 次の者は各科目において定期試験の受験資格喪失とする。

- (1) 各科目において出席が授業回数の 80%以上でない者

第 8 条 次の者は学年進級ないしは卒業を認めない。ただし特別の理由のある者については、これを認めることがある。

- (1) 学年成績 D が 1 科目以上ある者、ただし自由選択科目は除く。

2 進級ないし卒業が認められない者は、「留年」とする。

- (1) 進級／卒業が認められない者は、「留年」とする。
- (2) 学期内に条件を満たさず進級・卒業が認められない者は、「進級・卒業保留」とする。
- (3) 留年した者の学年成績 B 以上の科目については、履修を免除することができる。

ただし実験・実習・演習、プロジェクト学習、社会活動は除く

第9条 授業の出席管理に関しては以下の通りとする。

- (1) 遅刻は授業開始から15分未満とし、15分以上の場合は欠席とする。
- (2) 遅刻回数が3回の場合、欠席1回とみなす。
- (3) 授業中に無断で退席した場合、欠席とみなす。

第10条 定期試験において受験資格喪失となった者は、特別補講を受講することで受験資格を回復することができる。

- (1) 遅刻は授業開始から15分未満とし、15分以上の場合は欠席とする。
- (2) 遅刻回数が3回の場合、欠席1回とみなす。
- (3) 授業中に無断で退席した場合、欠席とみなす。

2 特別補講は次のとおりとする。

- (1) 原則として各授業科目担当教員が行う。
- (2) 特別補講を受講する場合は、受講前までに特別補講受講願を提出し、受講料を納入する

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年度4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、それ以前に入学した学生については旧成績考査規程を適用する。